

## 滋賀県人権施策推進審議会第9期第3回会議

### 1 出席委員（五十音順、敬称略）

植村小夜子、喜田定征、木村登代美、高野京子、兒玉典子、末松史彦、樽井康彦、西川真美子、薬師寺公夫、山下和子

### 2 議題

#### 1 話題提供

インターネット上の人権侵害の現状および取組の状況について

#### 2 議論

- ①インターネット上の人権侵害に対する効果的な「教育・啓発」について
- ②インターネット上の人権侵害に対する「相談体制」について
- ③その他「救済、法規制」等について

### 3 議事

**議題1 話題提供** インターネット上の人権侵害の現状および取組の状況について

- (1) 事務局より ※資料1～5に基づき事務局から説明
- (2) 委員より

#### ○会長

インターネット上の人権といっても、さまざまな側面があるかと思う。本日はまず法律、教育、人権相談の分野でご活躍の委員から情報提供いただき、その後、審議していきたいと思う。

#### ○委員

私からは、インターネット上の人権侵害に対する規制と、「憲法」で保障されている表現の自由との関係について話をさせていただく。

常日頃法律相談を受けている中でも、ネット上での悪質な書込みによる誹謗中傷やなりすましによる名誉棄損などの相談が、かなり増えてきているという印象。

弁護士が相談を受けた場合、代理をすることもあるし、まず被害者自身に動いていただくこともある。悪質な書込みをやめさせるために相手への警告やプロバイダーへの削除要請などを行っていく。刑事処罰を求める場合には警察への被害届の提出や告訴などが必要となる。また、裁判所に不法行為の差し止めや損害賠償の請求を行うような民事的な整理をする場合には、ケースごとに目的と効果を判断して対応をしている。

相談者からは、「ネット上で行われる悪質な書込みは、実態がつかみにくい上に、瞬時に全世界に拡散してしまい完全に消すことができない。削除要請をしても新たなアカウント

を作られ、また同じようなことをされるといふことで恐ろしい」と言われる。個人での対応には限界があるので、警察の積極的な介入や国や地方自治体による法規制の整備を要望されることも多い。

他方で、ネット上の書込みというのは、内心の思想や意見を外部に表明するという行為であり、これは憲法第21条が規定する表現の自由として、誰にでも保障されている基本的な権利である。もちろん表現の自由は無制限に保障されているわけではなく、ネット上での悪質な書込みは、他者のプライバシー権や名誉権を侵害する行為である。

このように人権同士がぶつかり合う状況となる場合には、どちらか、または双方を制限する必要があり、そうした場合は制限することも許されるのが、憲法の解釈である。

ぶつかり合う権利の内容や、制限する場合の内容、そして制限する必要があるのかどうか、ということ具体的に比較して、合理的でやむを得ない場合にのみ、表現の自由を制限することが許される、というのが判例の論理として積み上げられてきている判断である。

表現の自由は、民主主義の根幹をなす基本的かつ重要な権利であり、特に国や県などの公的な機関が表現行為について事前の規制を行うことは、公権力による検閲が憲法上禁止されていることもあり、さらに慎重になる必要がある。

また、事前の規制は包括的になりがちであり、いったん規制を始めてしまうと、それを解消するのは非常に難しい。国や県が規制を設ける場合には、まず、その対象となる表現行為の内容と範囲を明確に定めること。そして、その制限について、表現の自由を奪ったとしてもやむを得ないと考えられる合理的な理由があること。そして、その制限が必要最小限であるなどの条件が必要ではないか。

また、その判断をするためには、社会全体での議論を積み重ねる必要もあると考えている。

国や県では正面から規制をするのではなく、今は、啓発活動を推進することで社会的な議論を高めていく状況にあると受け止めている。

ただ、平成28年に施行されたヘイトスピーチ解消法については、この法律には直接的な規制は設けられていないが、ヘイトスピーチがもはや表現行為ではなく、差別であるというメッセージを国が明確に発信したものであると受け止めている。

この法律を受けて、大阪市議会で「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が制定され、ほかにも具体的な規制を始める自治体も現れている。

この大阪市の条例では、まずヘイトスピーチの定義付けを行い具体的な行動が表れた時に、その行動が条例で規定する審議会がヘイトスピーチにあたりと判断された場合、その行動の主体の名称を公表する、という形で規制することになっている。

この法律に基づいて自治体が具体的な規制を行っていくのはまだこれからの話であるが、さらに出てくると受け止めている。

ただ、この場合にも慎重に条件を規定する必要があり、規制で抑えるだけではなく、これからも引き続き、「ヘイトスピーチは許されない、ネット上の悪質な書込みは許されない」という世論の醸成を続けていくことを、並行して行っていくべきだと考えている。

## ○会長

続いて、教育の分野より、子どものネット利用とその問題点について、情報提供をお願いしたい。

## ○委員

子どものスマホの所有率は、平成 26 年の内閣府の調査によると、小学生が 17.1%、中学生が 41.9%、高校生が 90.7%と、急速に子どもたちの間に普及してきた。スマホ利用年齢の低年齢化に伴い、小学生までをターゲットにした啓発が、必要になってくると思う。

啓発については、家庭教育と学校教育の二つの側面がある。

家庭の中で、例えばスマホの動画を見せて子どもを寝かしつける保護者もいると聞いており、保護者と子どもが対面でやりとりをすることが少なくなっていくのではないかと危惧している。

また、保護者自身がインターネットを利用する時間が増加することで子どもと関わる時間が減り、子どもと保護者との愛着形成がうまくいかない可能性があるのではないかと危惧している。

さらに、スマホの普及により子どものネット依存が増えると言われており、海外の調査ではおよそ 3%から 5%の子どもがネットに依存しているという報告がされている。

スマホの使い方についてルールを決めている家庭の子どもたちの方がネット依存になりにくいという報告もあり、家庭での啓発が必要になると思う。

また、特に小さい子どもたちは他人の立場でものごとを考えることが難しい面があり、子どもたちがネットで自分の情報を発信する場合に、他者の意図が読み取れず、結果としてさまざまなトラブルを引き起こしたり、巻き込まれたりすることがあるので、年齢が低いうちから、悪意のある他者の存在や対応を教えていく必要があると思う。

また、このごろフェイクニュースという言葉をよく耳にするが、ネットの情報の中には無責任な書込みもあるので、すべてが事実ではないということも教えていく必要があると思う。

それから社会性の問題だが、インターネットを過度に利用すると子どもの抑うつ傾向や攻撃性が増加するという報告がある。また、ネットの依存傾向の高い子どもは、信頼できる友達がいると答える割合が低く、リアルな場での対人関係がうまく形成できていないのではないかとされている。

最近、子どもの利用がLINEからインスタグラムなどに移り始めているが、保護者も学校も子どもたちの実態についていけない。保護者も学校も分からないところでさまざまなネットトラブルに子どもたちが巻き込まれている可能性がある。対策に追われているところであるが、予防をどうしていくのが大事であり、家庭への啓発と同時に学校での教育・啓発も地道に続けるしかないと思っている。

ある調査ではインターネットへの依存傾向と子どもの生活への満足度の関係についての報告もあり、大人だけではなく、低年齢のうちから家庭と学校の両方で教育・啓発をどう行っていくのが大きな問題になってくると思う。

## ○会長

大変深刻な実態を報告いただいた。続いて人権擁護委員に寄せられる相談やネットの適正利用の啓発について、お話しいただきたい。

## ○委員

法務省の資料にもあるように、インターネットに関する人権相談ではプライバシー関係が一番多くなっており、画像送信の強制や中傷する書込みの事例がある。

人権擁護委員は法務局で月曜日から金曜日まで相談窓口を開設しているほか、小学生、中学生を対象にSOSミニレターという手紙による相談も受け付けている。

また、小学校・中学校でスマホや携帯の利用について啓発をする必要があることから、4、5年前から小学校・中学校で専門家によるスマホ携帯人権教室を開催しており、年々依頼が増えている。これ以外にも、中学校ではPTAと協力して独自にスマホ携帯の教室をされている所もあり、子どもだけでなく保護者への教育も必要だと思う。

## 議題2 議論

- (1) インターネット上の人権侵害に対する効果的な「教育・啓発」について
- (2) インターネット上の人権侵害に対する「相談体制」について
- (3) その他「救済、法規制」等について

## ○会長

それでは、事務局の説明と委員からの情報提供を踏まえ、「教育・啓発」、「相談体制」、「救済等」の3点から議論したい。自由にご発言いただきたい。三つに分けなくても、自分の経験も含めて、ご意見をいただきたい。

先ほど話のあった大阪市の「ヘイトスピーチの対処に関する条例」では、ヘイトスピーチがあった場合に審査会においてそれがヘイトスピーチに該当するかどうか判断することとなっている。インターネット規制といっても国や自治体が常時監視するわけにはいかない問題がある。

また、表現ということからも自治体が規制を行うことは難しい面があると思う。ただ、表現行為の中でどういうものが規制の対象となるかということも含めて、かなり真剣な議論が必要な段階に入っていると思う。

それよりも、学校、職場、家庭に向けての啓発という素地がまず必要で、規制というよりも、やはりインターネット上の情報は非常に便利な面もあるが、それが悪用された場合にどのようなことになるのかということ、しっかり啓発していくことが非常に重要だと思う。

## ○委員

身近な話題で恐縮だが、私が入っているサークルではSNSを使用している。その中で、

あるメンバーが発信した意図がほかのメンバーに正しく伝わらなかったことから結局謝ることになった。このやりとりから、相手が見えないインターネットでは何気ない情報のやりとりにこそ、相手を思いやる必要があるのではないかと感じた。

もう一つ、テレビ番組でネット上の悪質な書込みに対して、損害賠償請求をしたということが紹介されていた。匿名での悪質な書込みの犯人が最終的に特定されるということが新鮮な驚きであった。こうしたテレビ番組のように身近なところででも、ネットの特性について啓発をしてもらえれば、と思った。

## ○会長

年配の人だけでなく若い人も新しい技術についていけるかという、必ずしもそうではない。紙文書の場合は、自分で見て何度も確認して自分で発表する。しかしSNSやネットでは自分が送ったものがさらに他人を通じて拡散されることがよく起きている。このような拡散性などのネットの特徴をしっかりと理解ができているかどうか。そういったこともしっかり知ってもらふ必要があると思う。

## ○委員

「教育・啓発」は大変有効なもので、知らないことで失敗することや、被害に巻き込まれることを防ぐことができると思われる。

一方、深刻な事例や、悪質な書込みについては、加害者がもちろん悪いのだが、心がすさんだ状態にあるのではないかと思う。

事務局の説明にあったネット上の書込みの現状は、普通の精神状態であれば読むに堪えないようなひどい内容だが、日ごろ家庭や学校や会社等で不満を抱えて、すさんだ心で生活している人にとっては、むしろネットが、自分の思いを吐き出す場所になっていて、そういう人たちに対して働きかけていくには、正論での啓発では届かない層があると思う。

そこで、まず、情報を知ることによって被害にあうことが防げる層に対して教育・啓発をしっかりとしていくことが、大変重要である。

また、家庭や学校で相当しんどい思いをしている子どもたちは、ネットの利用に関して正しい情報を知っていても、それに従わず、加害者、被害者の両方になっていく可能性がある。そうした子どもたちの深刻な状況については別の対応が必要となるだろう。

インターネット上で書込みの被害にあったときの対応について、実際に犯罪に該当するような悪質な書込みであるならば、告訴したら受理されるのか。警察に被害届を提出した場合、どの程度の対応をしてくれるのかについてお聞きしたい。

また、相当悪質な書込みをされて、警察に被害届が受理され、それが捜査に至るとなると、個人では全部対応しきれないのではないかと思うが、このあたりの対応について教えていただきたい。

## ○委員

恋愛関係のもつれからネットで悪質な書込みをされるケースでは、往々にしてストーカーになる余地があり、その場合は必ず、まず警察に相談に行くように伝えている。

警察も、昨今はストーカーに対して非常に迅速に対応してくれる。最初から警告を行うことまでではなくても、近辺の見回りやその後の状況確認ということで、継続的に相談に応じてもらえるケースも多くある。まずはこういう問題行為があるということを警察に知ってもらうところから始めることにしている。被害届を受理してもらうまでに相談を重ねて警察との信頼関係を築いていく過程で立件してもらうケースも多い。

ただ、悪質な書込みの相手が特定できない場合や、書込みの程度によっては、警察が動かないこともあるので、その場合は、個人での情報収集が必要となる。

## ○委員

インターネット上で書込みの被害にあったときの対応については、法務局に相談があった場合は、事案によっては最寄りの警察署や県警察本部のサイバー犯罪相談窓口を案内している。

また、本人がプロバイダーに削除依頼される場合は、法務局や人権擁護委員が具体的にその方法を教えている。法務局が書込みの違法性を判断してプロバイダーへ削除を要請しても要請に応じない場合は、裁判所に削除の仮処分の命令の申し立てをする方法もある。

## ○委員

保護者が子どもたちをどのように育てるか、人間らしく思いやりの心をもって育てるかということが大切だと思う。ネット利用ということだけでなくルールを守ることを教えることが大事だと思う。

## ○委員

今の時代、インターネット上の人権侵害は本当になくなるのかと問われたときに、私は感覚的に悪質な書込みをしている人もいるので、なくなるのではないかと思う。そうすると一番必要になってくるのは、相談窓口だと思う。

法務局や（公財）滋賀県人権センターなど、相談窓口はいろいろなところにあるが、24時間体制の相談窓口はないのではないかと思う。仕事をしたり、子どもや親の面倒を見たりしている中では相談する時間も限られていて、相談できない人もいるのではないか。

また、内容によってどこに相談したらよいのかわからない人も多数存在するのではないか。そうした人が結局、相談できないまま放っておかれ、学校や職場で問題となるケースがあるのではないか。もっと明確に相談窓口を広報していくべきではないか。なおかつ、24時間体制の窓口があるとよい。

無料法律相談などに行くと、アドバイスはしてもらえらるが、全て解決するものでもない。また、裁判や損害賠償請求をしたくても、時間的に余裕がなくできない。こうした時間や労力がかかることを、相談窓口の中で解決できるのであれば、24時間体制の窓口をつくるべきだと思う。

## ○委員

法務局はあくまでも対応方法を教えるという立場をとっており、本人が裁判を起こす、削除依頼をするのが基本である。

行動を起こすにはかなりの労力と苦痛、体力が要るとは思う。

## ○会長

インターネットにかかわる相談を専門で受け付けている窓口はそうあるわけではなく、人権相談となると、ワンストップで対応できるわけではない。

また、たくさんの相談があり、さらにすぐに終わる内容でもないので、電話を掛けても話し中でつながらないということもよくあると聞く。

相談者はどこにかけたらよいかわからない。行政などの相談窓口にかけても内容によっては別の相談窓口を紹介されることもある。相談者がどこに相談したらよいのかももう少し整理できるとよいと思う。

## ○事務局

一般の電話相談は時間的な制約があるが、法務省ではインターネットで人権相談を24時間受け付けている。回答は翌日以降になると思うが、インターネットであれば夜間、休日問わず相談が可能である。

また、相談窓口の周知については、県では「ジンケンダーと三つの約束」というリーフレットを作成し、県内の新中学校1年生全員を対象に配付している。このリーフレットの中で相談窓口を周知している。

また、県内の相談機関で組織する滋賀県人権相談ネットワーク協議会において、様々な相談窓口を紹介するリーフレットを作成し、公共機関等に設置しているが、まだ不十分なところもある。相談窓口を一人でも多くの人に知っていただく、またご本人が窓口を分からなくても、周囲に相談窓口を知っている人がいるということが大切であると考えているので、周知、啓発を進める中で皆さんのお手元にどうすれば届くのか、更に工夫していきたい。

## ○委員

子どもの教育、子育てにおいて母親の環境自体がすごく狭められていると思う。子どもは母親一人ではなく、周りの人たちと育てていくのがよいと思うが、母親自身が人との交わりが少なく、また、ネットとスマホを利用する世代の親が多い中、どう子育てをするかということについて、もっと考える必要がある。

また、保育所・幼稚園の頃から、子どものネットとの向かい合い方について保護者会などさまざまな場面で啓発していくことで、保護者への教育にもなるし、ネット環境にさらされる子どもを守ることもつながるので、強化していくことが重要かと思う。

また、ヘイトスピーチを含め、差別的な書込みをする人は、それによって人にどのような被害をあたえるのか、どのような影響があるのかを自覚していないことがあると思う。よって、具体的な例を通して法的な責任が発生するとか、犯罪につながるといったことを啓発していくことがより効果的だと思う。

## ○委員

(公財) 滋賀県人権センターの相談窓口にも様々な相談があるが、相談体制は警察に至

るまで充実していきいていると思うので、そうした相談窓口を周知していくことが非常に大事であると思っている。

インターネット上の人権侵害については対応が非常に難しく、慎重な対応が必要であると思う。

また、当センターでも教育・啓発を行っているが、いろいろなデータや資料が出てくることで、具体的な事例に基づくよりよい啓発活動を更に進められると思う。

それと同時に、救済も非常に大事であるが、県単位ではできないので、やはり国単位、全国的な取組としていかないとできない。

規制を行うための法律や制度を整えていくには、データの収集などを行い、国に要望していくことが非常に大事だと思う。

インターネット上の人権侵害への対応については、被害者にも加害者にもならない面からも教育・啓発によって県民の人権意識の高揚を図っていくことが非常に大事であると思っている。

## ○会長

インターネットで難しいことは、相手の反応を見ながら話をするのと違って、相手の反応が見えない状態で情報をやりとりするところである。対面でならできることもインターネット上ではできないという怖さを踏まえた啓発が必要だと感じている。

## ○委員

「中学生広場」という事業で県下の中学生から、自分たちがネットを使うときのルールをどうしたらいいかということやネットいじめを自分がどう考えるかということテーマにした作文が出てきた。学校での教育や啓発の効果で学生たちの意識が上がってきたのかなと思う。ぜひとも啓発活動を続けていただきたい。

## ○事務局

学校では、専門の事業者が講師となった研修会が多く開催されるようになってきた。また、生徒会がネットのことを取り上げるなど、子どもたち自身が自発的に勉強するというようなことも広がってきた。

ネット利用に関しては子どものほうが先にいっているので、実態に追いつけるよう教員向けリーフレットを作成し、研修を行うこととしている。

また、事業者による啓発はネットリテラシーの啓発が多いので、人権侵害の面からも啓発していきたいと考えている。

それから、先ほどの議論の中にもあったが、対人関係において情報の大部分は、相手の表情やそのときの雰囲気を持って伝わるが、インターネットはそうした要素が欠けた伝達手段だということを、子どもたち自身が学んでいくということが大事になってくると思った。

## ○会長

今日お話しただけなかったことや、気づかれたことがあれば事務局にお寄せいただき



たい。また、事務局は各委員が述べた意見・提案を参考に今後、ぜひ取り組んでいただきたい。